

■とやまの未来をつくる子育て支援その他の少子化対策の推進に関する条例(抜粋)

第2章 子育て支援・少子化対策の基本計画等

(子育て支援・少子化対策の基本計画)

第8条 知事は、子育て支援・少子化対策を総合的かつ計画的に推進するための基本となる計画(以下「基本計画」という。)を定めるものとする。

2 基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

(1) 子育て支援・少子化対策に関する目標及び基本方針

(2) 子育て支援・少子化対策に関する施策の基本となる事項

(3) その他子育て支援・少子化対策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 知事は、基本計画を定めようとするときは、あらかじめ、富山県子育て支援・少子化対策県民会議の意見を聴くとともに、県民、保護者及び事業者の意見を反映することができるよう適切な措置を講じなければならない。

4 知事は、基本計画を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

5 前2項の規定は、基本計画の変更について準用する。

(実施状況の公表)

第9条 知事は、毎年、基本計画に基づく施策の実施状況を公表するものとする。

第5章 富山県子育て支援・少子化対策県民会議

(設置及び所掌事務)

第 33 条 子育て支援・少子化対策に関する施策の総合的かつ計画的な推進のための重要な事項について調査審議するため、富山県子育て支援・少子化対策県民会議(以下「県民会議」という。)を置く。

2 県民会議は、次に掲げる事項について、知事の諮問に応じて調査審議し、及び知事に意見を述べるものとする。

(1) この条例の規定によりその権限に属させられた事項

(2) 前号に掲げるもののほか、子育て支援・少子化対策の推進に関する重要な事項

(組織等)

第 34 条 県民会議は、委員 25 人以内で組織する。

2 委員は、子育て支援・少子化対策に関し識見を有する者のうちから知事が任命する。

3 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 委員は、再任されることができる。

5 委員の任期が満了したときは、当該委員は、後任者が任命されるまで引き続きその職務を行ふものとする。

6 県民会議に会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

7 会長は、会務を総理し、県民会議を代表する。

8 会長に事故があるときは、あらかじめ会長の指名する委員が、その職務を代理する。

(規則への委任)

第 37 条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

■とやまの未来をつくる子育て支援その他の少子化対策の推進に関する条例施行規則(抜粋)

(富山県子育て支援・少子化対策県民会議)

第2条 富山県子育て支援・少子化対策県民会議(以下「県民会議」という。)は、会長が招集し、その会議の議長となる。

2 県民会議は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 県民会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(部会)

第3条 県民会議に、特定の事項を調査審議させるため、部会を置くことができる。

2 部会の設置、組織及び調査審議すべき事項は、会長が県民会議に諮って定める。

(庶務)

第4条 県民会議の庶務は、知事政策局において処理する。

(細則)

第5条 この規則に定めるもののほか、県民会議の運営に関し必要な事項は、会長が県民会議に諮って定める。

■基本計画策定部会の設置要綱

(設置)

第1条 富山県子育て支援・少子化対策条例施行規則(平成21年富山県規則第35号)第3条第2項の規定に基づき、富山県子育て支援・少子化対策県民会議(以下、「県民会議」という。)に、基本計画策定部会(以下、「部会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 部会は、富山県子育て支援・少子化対策条例(平成21年富山県条例第28号)の規定により県民会議の権限に属された事項である基本計画の策定について調査審議するものとする。

(組織)

第3条 部会は、県民会議委員及び専門委員若干名の委員で組織する。

2 部会に属する県民会議委員は、会長が指名し、専門委員は部会の調査審議すべき事項に關し識見のある者のうちから知事が任命する。

3 専門的な見地からの助言を得るため、部会に特別委員を置くことができる。

4 特別委員は、学識を有する者から知事が任命する。

5 委員及び特別委員の任期は、基本計画が策定される日までとする。

(部会長)

第4条 部会に部会長を置く。

2 部会長は、委員の中から会長が指名する。

(会議)

第5条 部会は、部会長が招集し、その会議の議長となる。

2 部会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 部会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 部会長は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、その説明又は意見を聴き、また必要な資料の提出を求めることができる。

(部会の報告)

第6条 部会長は、部会が第2条の規定により定められた基本計画の策定について議決したとき又は会長が求めるときは、部会で議決した事項又は調査審議の経過を会長に報告しなければならない。

(庶務)

第7条 部会の庶務は、知事政策局において処理する。

(細則)

第8条 この要綱に定めるほか、部会の運営に関し必要な事項は、部会長が委員に諮って定める。

付 則

この要綱は、平成26年1月17日から施行する。